

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【計算期間】	第9期（自 平成22年8月13日 至 平成23年8月12日）
【ファンド名】	小型株ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「小型株ファンド」（愛称：グローイング・アップ）は、わが国の株式のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

委託会社は受託会社と合意の上、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意の上、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
	年2回	日本
	年4回	北米
債券 一般	年6回	欧州
公債	(隔月)	アジア
社債		オセアニア
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	中南米
不動産投信	日々	アフリカ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)
資産複合 ()		エマージング
資産配分固定型 資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 中小型株

目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

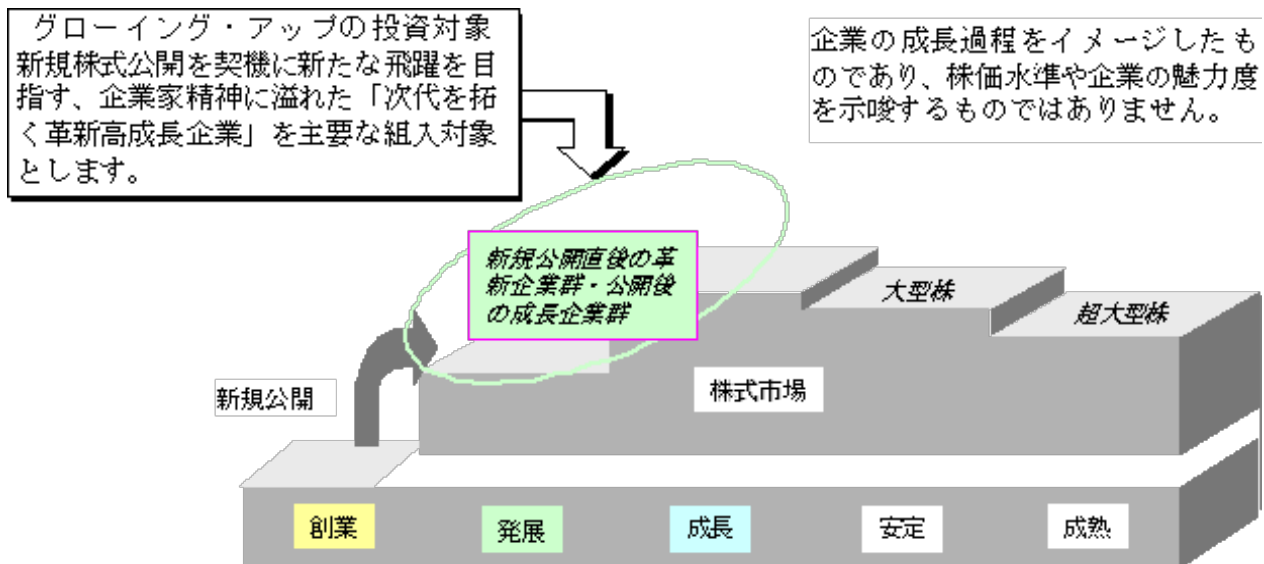
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

■ ファンドの特色

小型株ファンドは、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

- 小型株ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、中小型株式を主要投資対象とします。
- 新規株式公開企業等の中小型株式に特化して調査・分析を行うスペシャリストが「次代を拓く革新高成長企業」を厳選して投資します。
- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用を行います。



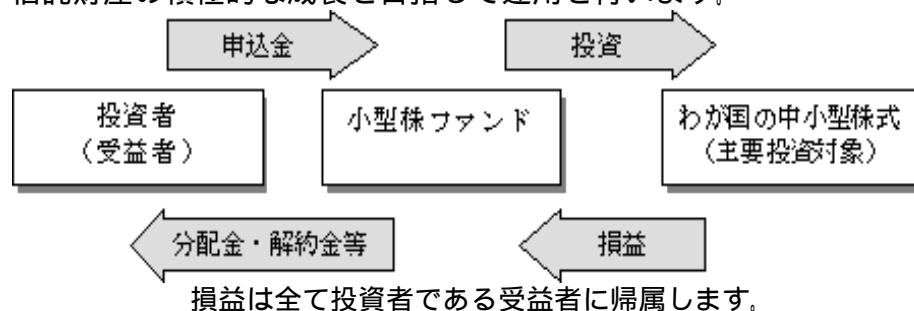
（２）【ファンドの沿革】

- 平成14年8月13日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
- 平成16年5月13日 クレディ・リヨネ・アセット・マネジメント投信株式会社とのファンド運用の委託に関する契約を解約（平成16年5月12日）し、委託会社による直接運用に変更
- 平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

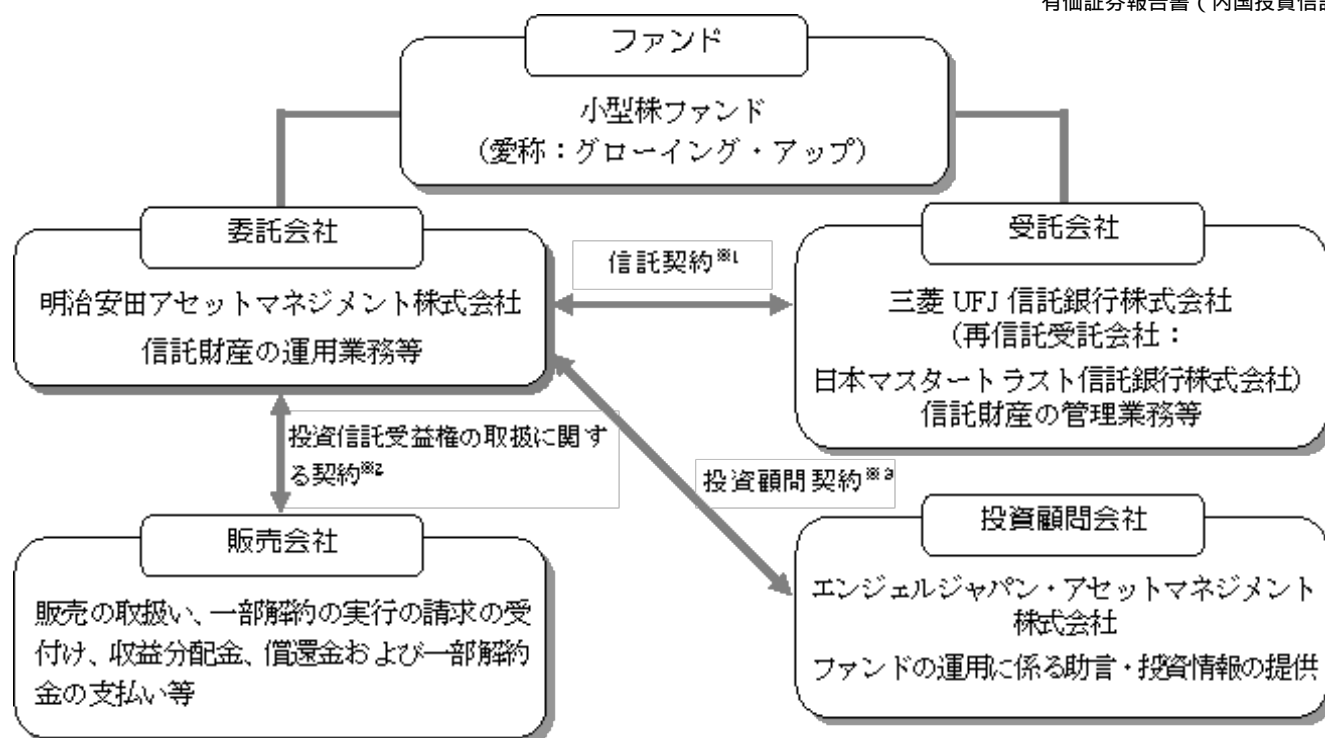


委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社：エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社
当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概要	
代表者	代表取締役： 宇佐美 博高
設立	2001年12月4日 投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第641号
経営理念	「企業家精神を応援し続け経済社会の活性化にも貢献したい。」という明快な理念を掲げ、革新高成長企業を投資対象とする成長株投資の助言を実行。
特徴	成長株（新規株式公開企業等を含む）の企業の調査・分析・運用に特化した投資顧問会社。 徹底した企業訪問によるボトムアップ調査 に基づく銘柄厳選。 投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続。

ボトムアップ調査とは、個別企業の訪問等による詳細な調査・分析に基づき将来の株価予測を行い、投資する銘柄を選択する運用手法です。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

信託財産の運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月：	コスモ投信株式会社設立
平成10年10月：	ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年 2月：	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年 7月：	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
平成21年 4月：	商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
平成22年10月：	安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ,80335 ミュンヘン ジューデルシュトラッセ 24-24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

．投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、中小型株式を主要投資対象とします。

．投資態度

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、中小型株式を主要投資対象として、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

投資に際しては徹底的なボトムアップ調査と詳細な分析に基づき「革新高成長企業群」を厳選し投資します。

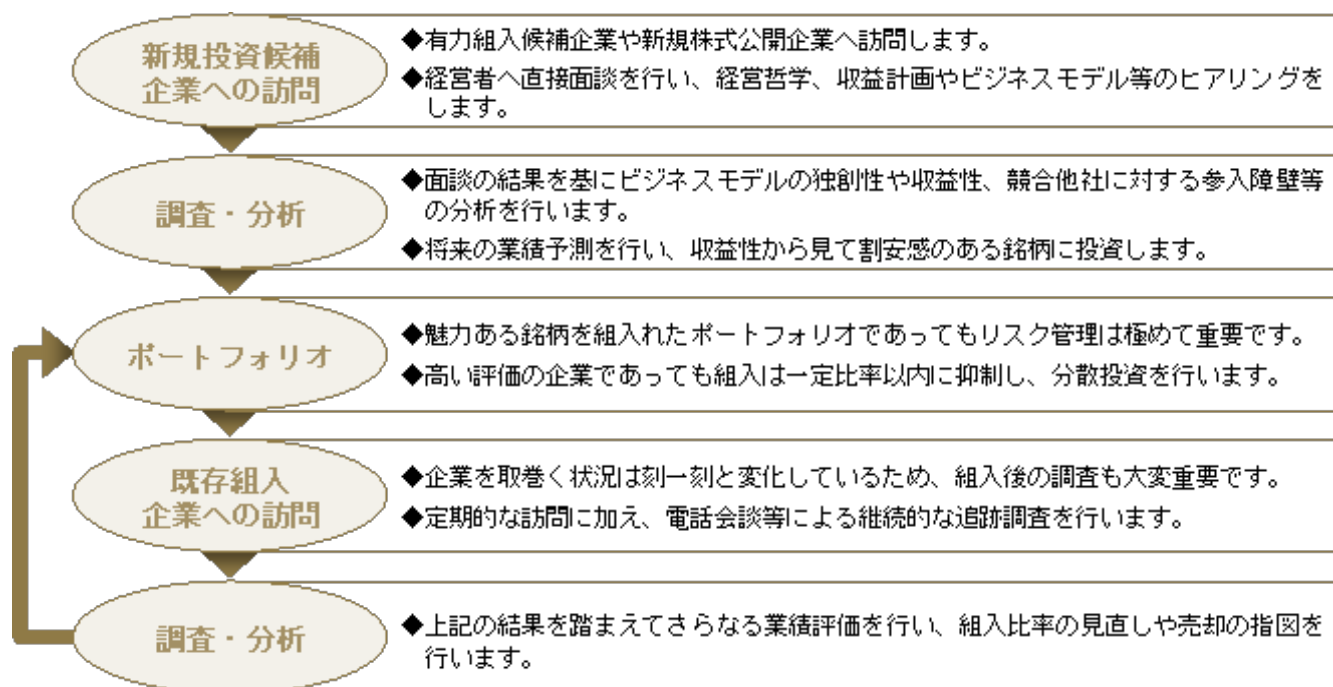
ボトムアップ調査の手法は、1. 既存組入企業群、2. 新規株式公開企業群、3. 組入候補企業群に分類し、経営者インタビューや現場視察などを行った上で、企業の収益性・成長性やビジネスモデルの革新性などを調査・分析します。

実際の投資企業の選定は、1. 経営者の理念が確立されており、ビジネスに対して中長期的な展望を持っているかどうか、2. ビジネスモデルの独創性が高く、他社の追従が困難な参入障壁をもっているか、といった視点から行い、その分析結果を踏まえた上で業績予想を行い、数年後の収益予想に基づくバリュエーションで割安感のある銘柄に流動性と分散に配慮の上、投資を行います。

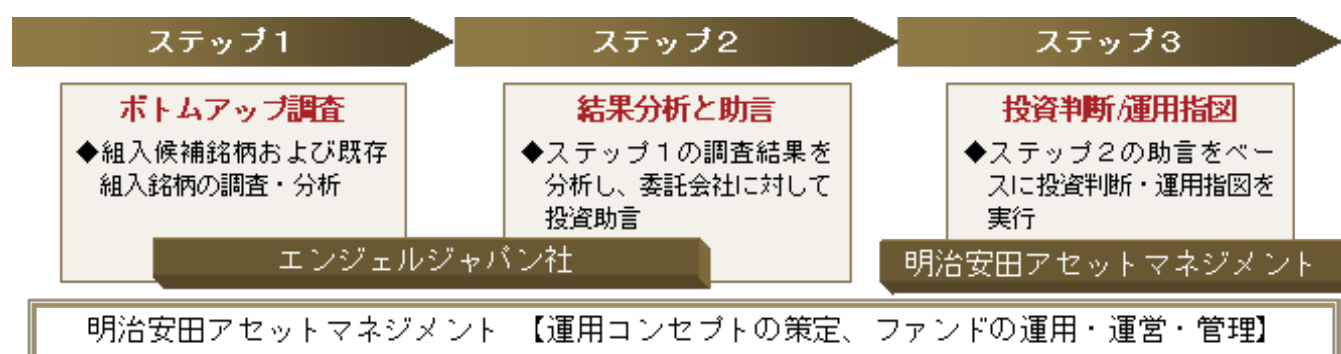
株式の運用にあたってエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間に投資顧問契約を締結し、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社による投資助言を受けます。

設定・解約および償還等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

・運用プロセス



< 銘柄選定プロセス >



■ 情報開示

受益者に対する情報開示の充実を図るため、定期的にレポートを作成し投資企業の紹介等を行っていきます。

■ 既存組入企業の管理

- 1) ファンドの投資銘柄管理を行うため、定期的に組入企業への訪問を実施します。これは業績変化の兆候を早期に捉えることにより、業績の下方修正による損失の軽減や、上方修正による収益機会の拡大を目指すことを目的としています。
- 2) 企業訪問に際しては調査・分析を行うスペシャリストが交替で訪問することにより、幅広い視点から客観的な判断を行います。
- 3) 投資に際しては組入比率や持ち株比率を丹念に管理して分散投資を行い、個別企業のイベントリスクに対応します。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- ２）次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.および14.（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

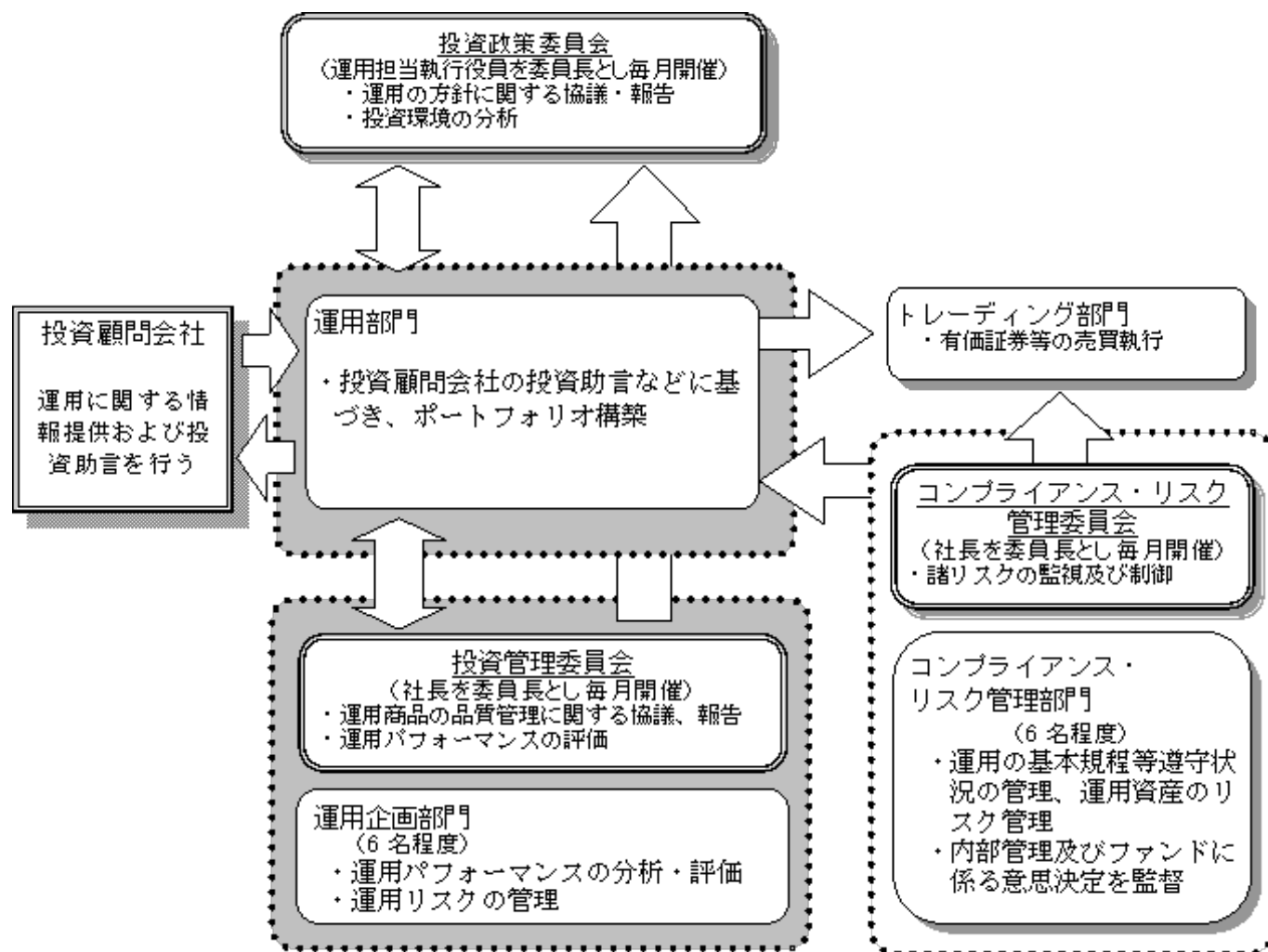
（３）【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

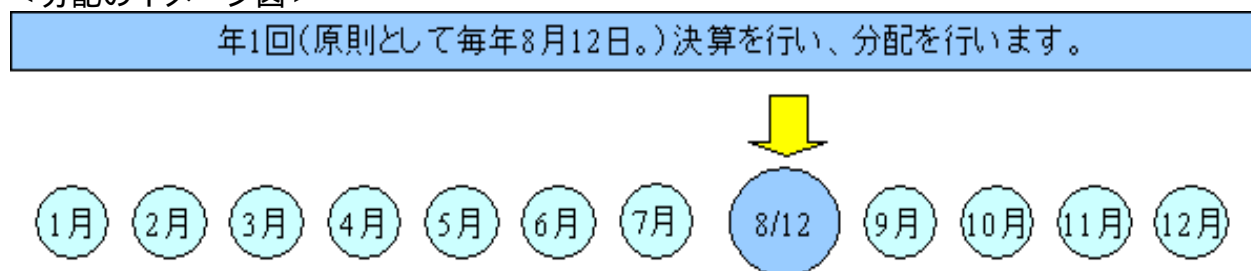
年1回（毎年8月12日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 分配のイメージ図 >



上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■信託約款に基づく投資制限

株式への投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- 2) 1) にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産の投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単

独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り
ます。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により上

記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって投資信託財産の運用の指図その他の業務を施行します。関係法令に定める主な規制は次の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクと留意点

ファンドは、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

流動性リスク

株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

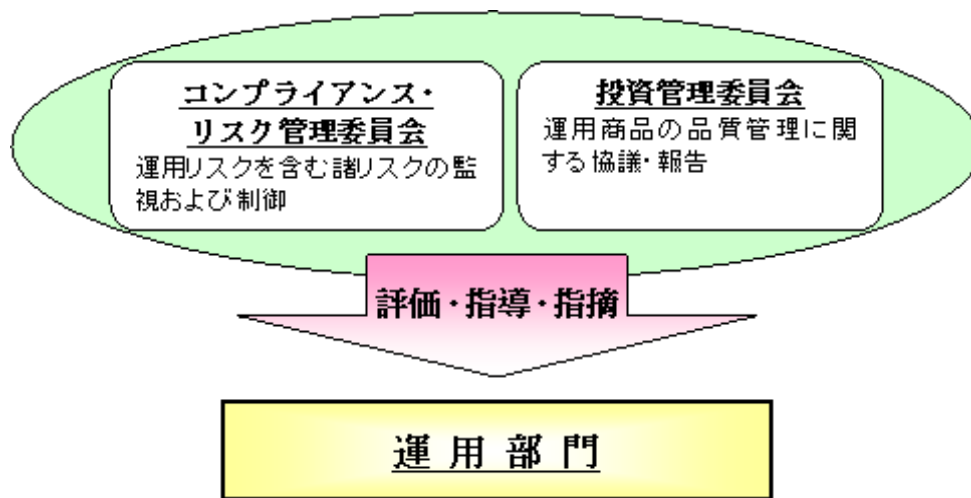
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

償還乗換および償還前乗換により当ファンドを取得する場合は、優遇措置が適用となる場合があります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、換金時には、換金請求受付日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.785%（税抜1.70%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分は、次の通りです。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.785% （税抜 1.70%）	0.966% （税抜 0.92%）	0.714% （税抜 0.68%）	0.105% （税抜 0.10%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

委託会社の報酬にはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社への投資顧問報酬が含まれております。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

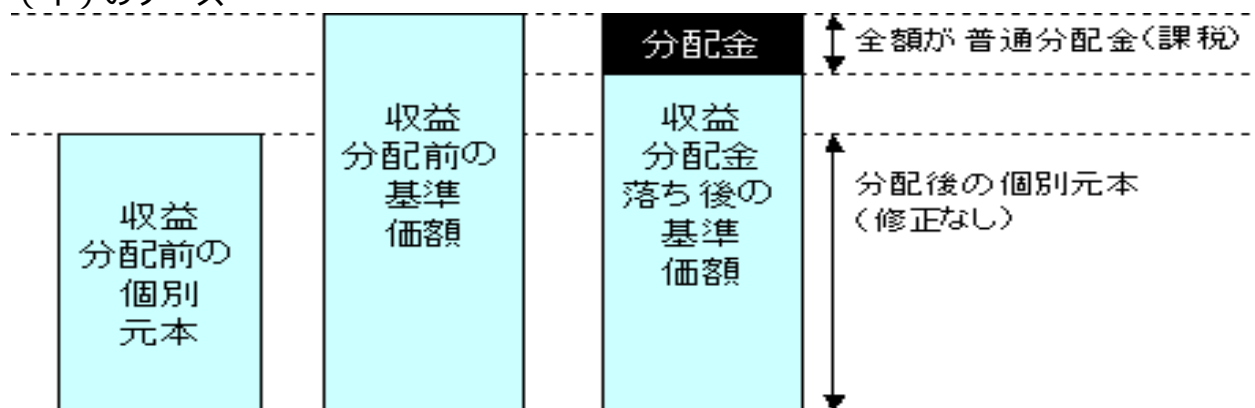
個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

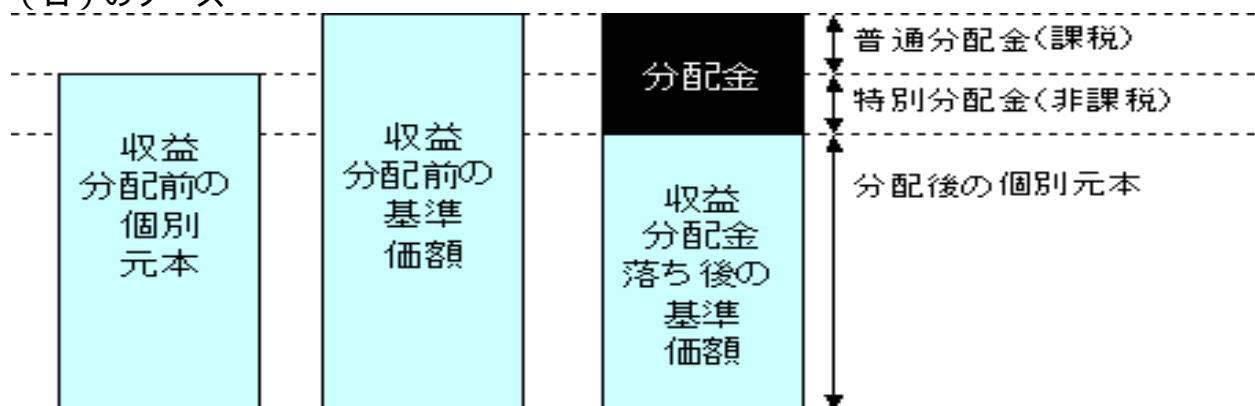
収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、（イ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ロ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(イ) のケース



(ロ) のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆るものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用が可能です。
課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成23年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,386,511,400	96.37
コールローン、その他の資産（負債控除後）		316,239,026	3.63
合計（純資産総額）		8,702,750,426	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	グリー	情報・通信業	158,400	2,283.00	361,627,200	2,379.00	376,833,600	4.33
2	日本	株式	クックパッド	サービス業	195,000	1,649.04	321,562,800	1,893.00	369,135,000	4.24
3	日本	株式	MonotaRO	小売業	454,700	909	413,322,300	785	356,939,500	4.10
4	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	185,000	1,666.00	308,210,000	1,927.00	356,495,000	4.10
5	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	795	395,000.00	314,025,000	447,000.00	355,365,000	4.08
6	日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	1,900	191,700.00	364,230,000	186,200.00	353,780,000	4.07
7	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	203,000	1,957.08	397,287,240	1,710.00	347,130,000	3.99
8	日本	株式	GCAサヴィアングループ	サービス業	3,600	103,690.46	373,285,690	95,300.00	343,080,000	3.94
9	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	90,000	4,232.25	380,903,156	3,670.00	330,300,000	3.80
10	日本	株式	ダイト	医薬品	236,300	1,324.47	312,972,261	1,393.00	329,165,900	3.78
11	日本	株式	タケエイ	サービス業	210,000	1,730.00	363,300,000	1,459.00	306,390,000	3.52
12	日本	株式	第一精工	電気機器	130,000	2,917.18	379,234,420	2,339.00	304,070,000	3.49
13	日本	株式	ホシザキ電機	機械	140,000	1,693.15	237,041,304	1,899.00	265,860,000	3.05
14	日本	株式	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	100,000	2,197.00	219,700,000	2,281.00	228,100,000	2.62
15	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	3,000	78,000.00	234,000,000	75,300.00	225,900,000	2.60
16	日本	株式	アサックス	その他金融業	1,933	103,900.00	200,838,700	104,900.00	202,771,700	2.33
17	日本	株式	プライムワークス	情報・通信業	2,550	81,600.00	208,080,000	76,400.00	194,820,000	2.24
18	日本	株式	一建設	不動産業	90,000	2,135.25	192,173,248	2,100.00	189,000,000	2.17
19	日本	株式	アニコムホールディングス	保険業	364,000	600	218,400,000	484	176,176,000	2.02
20	日本	株式	ボルテージ	情報・通信業	150,000	1,790.00	268,500,000	1,166.00	174,900,000	2.01
21	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	1,300	122,200.00	158,860,000	133,600.00	173,680,000	2.00
22	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	247,000	976	241,072,000	688	169,936,000	1.95
23	日本	株式	ヒト・コミュニケーションズ	情報・通信業	54,000	3,399.85	183,592,212	2,999.00	161,946,000	1.86
24	日本	株式	大研医器	精密機器	179,500	899.87	161,527,416	899	161,370,500	1.85
25	日本	株式	駅探	情報・通信業	159,600	938.01	149,706,638	885	141,246,000	1.62
26	日本	株式	SEMITEC	電気機器	69,700	2,107.13	146,866,963	1,870.00	130,339,000	1.50
27	日本	株式	エスアールジータカミヤ	サービス業	311,100	403.17	125,426,554	410	127,551,000	1.47
28	日本	株式	SHO-BI	その他製品	253,700	581	147,399,700	482	122,283,400	1.41
29	日本	株式	内外トランスライン	倉庫・運輸関連業	67,900	1,800.22	122,235,216	1,724.00	117,059,600	1.35
30	日本	株式	カービュー	サービス業	1,139	119,740.83	136,384,808	97,500.00	111,052,500	1.28

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	96.37
合計	96.37

3. 株式の業種別の投資比率

業種	投資比率（％）
サービス業	21.71
情報・通信業	21.48
小売業	8.93
機械	6.03
その他製品	5.59
電気機器	4.99
卸売業	4.74
建設業	4.07
医薬品	3.78
その他金融業	3.59
化学	3.05
不動産業	2.49
保険業	2.02
精密機器	1.85
倉庫・運輸関連業	1.35
非鉄金属	0.69
合計	96.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成15年8月12日）	9,918,609,656	9,984,183,486	10,588	10,658
第2期計算期間末（平成16年8月12日）	22,355,628,790	22,400,630,530	29,806	29,866
第3期計算期間末（平成17年8月12日）	18,209,228,682	18,253,538,682	28,767	28,837
第4期計算期間末（平成18年8月14日）	13,614,673,160	13,614,673,160	28,091	28,091
第5期計算期間末（平成19年8月13日）	10,771,019,514	10,771,019,514	19,186	19,186
第6期計算期間末（平成20年8月12日）	5,215,275,290	5,215,275,290	11,777	11,777
第7期計算期間末（平成21年8月12日）	4,338,564,936	4,338,564,936	11,112	11,112
第8期計算期間末（平成22年8月12日）	3,144,507,508	3,144,507,508	8,706	8,706
第9期計算期間末（平成23年8月12日）	9,449,790,530	9,535,250,754	11,058	11,158
	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
平成22年9月末日		3,004,377,407		8,720
10月末日		2,893,323,741		8,584
11月末日		2,979,835,483		8,970
12月末日		3,219,578,721		9,760
平成23年1月末日		3,960,554,440		10,296
2月末日		5,545,660,685		11,412
3月末日		6,557,453,750		10,956
4月末日		7,763,374,556		11,439
5月末日		8,489,691,444		11,373
6月末日		8,736,183,931		11,362
7月末日		9,456,883,075		11,523
8月末日		9,526,496,459		11,041
9月末日		8,702,750,426		10,413

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成14年8月13日から平成15年8月12日まで）	70
第2期計算期間（平成15年8月13日から平成16年8月12日まで）	60
第3期計算期間（平成16年8月13日から平成17年8月12日まで）	70
第4期計算期間（平成17年8月13日から平成18年8月14日まで）	0
第5期計算期間（平成18年8月15日から平成19年8月13日まで）	0
第6期計算期間（平成19年8月14日から平成20年8月12日まで）	0
第7期計算期間（平成20年8月13日から平成21年8月12日まで）	0
第8期計算期間（平成21年8月13日から平成22年8月12日まで）	0
第9期計算期間（平成22年8月13日から平成23年8月12日まで）	100

【収益率の推移】

計算期	収益率（％）
第１期計算期間（平成14年８月13日から平成15年８月12日まで）	6.58
第２期計算期間（平成15年８月13日から平成16年８月12日まで）	182.07
第３期計算期間（平成16年８月13日から平成17年８月12日まで）	3.25
第４期計算期間（平成17年８月13日から平成18年８月14日まで）	2.35
第５期計算期間（平成18年８月15日から平成19年８月13日まで）	31.70
第６期計算期間（平成19年８月14日から平成20年８月12日まで）	38.62
第７期計算期間（平成20年８月13日から平成21年８月12日まで）	5.65
第８期計算期間（平成21年８月13日から平成22年８月12日まで）	21.65
第９期計算期間（平成22年８月13日から平成23年８月12日まで）	28.16

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第１期計算期間（平成14年8月13日から平成15年 8月12日まで）	14,248,270,000	4,880,580,000
第２期計算期間（平成15年 8月13日から平成16年 8月12日まで）	9,799,660,000	11,667,060,000
第３期計算期間（平成16年 8月13日から平成17年 8月12日まで）	3,068,370,000	4,238,660,000
第４期計算期間（平成17年 8月13日から平成18年 8月14日まで）	1,515,250,000	2,998,590,000
第５期計算期間（平成18年 8月15日から平成19年 8月13日まで）	2,120,388,780	1,353,067,000
第６期計算期間（平成19年 8月14日から平成20年 8月12日まで）	761,750,671	1,947,428,442
第７期計算期間（平成20年 8月13日から平成21年 8月12日まで）	931,574,083	1,455,620,477
第８期計算期間（平成21年 8月13日から平成22年 8月12日まで）	1,414,451,731	1,706,707,498
第９期計算期間（平成22年 8月13日から平成23年 8月12日まで）	6,998,345,357	2,064,324,740

設定数量には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「分配金再投資コース」では、計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約を販売会社と結びます。

償還乗換および償還前乗換により当ファンドを取得する場合は、優遇措置が適用となる場合があります。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受

託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの解約の申込は、翌営業日の取扱いとします。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位とします。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除したものとします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

（６）解約代金支払

一部解約金は原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法

人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成14年8月13日から平成29年8月11日までとします。

ただし、信託約款の規定により、延長または償還となることがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年8月13日から翌年8月12日までとすることを原則とします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが出来ます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

また、委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が10億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえこの信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

さらに、委託会社は、投資顧問会社の間で締結している投資顧問契約が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることににより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合に

は適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

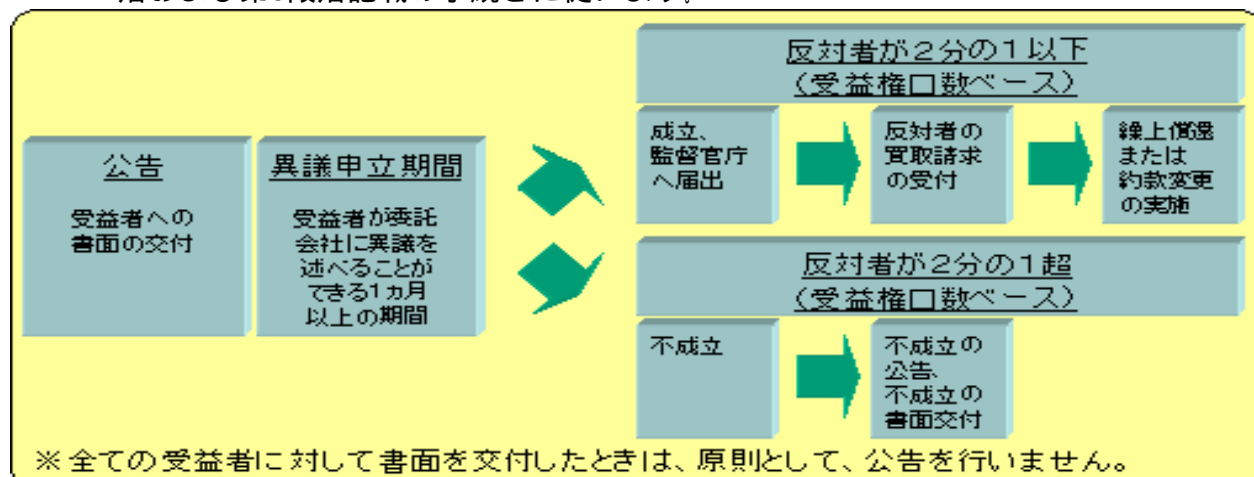
信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前1.第2段落および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間での契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに書面をもって解約の申入れをすることにより契約を解約することができます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）を請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成21年8月13日から平成22年8月12日まで）及び第9期計算期間（平成22年8月13日から平成23年8月12日まで）については、同内閣府令附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第8期計算期間（平成21年8月13日から平成22年8月12日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期計算期間（平成22年8月13日から平成23年8月12日まで）については、内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成21年8月13日から平成22年8月12日まで）及び第9期計算期間（平成22年8月13日から平成23年8月12日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

- （３）安田投信投資顧問株式会社は平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しております。

1【財務諸表】
 小型株ファンド
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 （平成22年 8 月12日現在）	第 9 期 （平成23年 8 月12日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	156,160,831	813,943,467
株式	3,024,313,100	8,894,380,500
未収入金	6,398,909	19,506,132
未収配当金	3,175,600	17,744,700
未収利息	213	1,337
流動資産合計	3,190,048,653	9,745,576,136
資産合計	3,190,048,653	9,745,576,136
負債の部		
流動負債		
未払金	8,905,396	115,220,480
未払収益分配金	-	85,460,224
未払解約金	3,866,201	27,925,704
未払受託者報酬	1,923,100	3,942,452
未払委託者報酬	30,769,583	63,079,110
その他未払費用	76,865	157,636
流動負債合計	45,541,145	295,785,606
負債合計	45,541,145	295,785,606
純資産の部		
元本等		
元本	3,612,001,848	8,546,022,465
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	467,494,340	903,768,065
（分配準備積立金）	609,396,233	390,766,347
元本等合計	3,144,507,508	9,449,790,530
純資産合計	3,144,507,508	9,449,790,530
負債純資産合計	3,190,048,653	9,745,576,136

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 （自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日）	第 9 期 （自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日）
営業収益		
受取配当金	52,325,100	73,553,900
受取利息	87,489	295,936
有価証券売買等損益	959,504,757	898,090,772
その他収益	52	551
営業収益合計	907,092,116	971,941,159
営業費用		
受託者報酬	4,224,479	5,652,862
委託者報酬	67,591,611	90,445,690
その他費用	168,860	225,989
営業費用合計	71,984,950	96,324,541
営業利益又は営業損失（ ）	979,077,066	875,616,618
経常利益又は経常損失（ ）	979,077,066	875,616,618
当期純利益又は当期純損失（ ）	979,077,066	875,616,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	167,467,132	216,142,408
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	434,307,321	467,494,340
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,188,410	797,248,419
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	74,579,770
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,188,410	722,668,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	174,380,137	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	174,380,137	-
分配金	-	85,460,224
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	467,494,340	903,768,065

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
1．運用資産の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所における最終相場 （最終相場のないものについては、それ に準ずる価額）、または金融商品取引業 者等から提示される気配相場に基づいて 評価しております。	株式 同左
2．費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日において、確定配当金 額又は予想配当金額を計上してお ります。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3．その他	当ファンドの計算期間は、平成21年 8 月 13日から平成22年 8 月12日までとなっ ております。	当ファンドの計算期間は、平成22年 8 月 13日から平成23年 8 月12日までとなっ ております。

（追加情報）

第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
信託財産が保有するジャスダック証券取引所に上場され ている金融商品の評価については、計算日における当該 取引所の発表する基準値段に基づいて評価しておりまし たが、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」 （社団法人投資信託協会）の改正に伴い、平成21年 9 月 24日以降原則として、当該取引所における計算日の最終 相場で評価しております。	-

（貸借対照表に関する注記）

第 8 期 (平成22年 8 月12日現在)	第 9 期 (平成23年 8 月12日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,612,001,848口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,546,022,465口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6 第 1 項第10号に規定する額 元本の欠損 467,494,340円	-
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8706円 (10,000口当たり純資産額) (8,706円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1058円 (10,000口当たり純資産額) (11,058円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)																																								
分配金の計算過程 計算期間末日における分配対象額は4,057,190,187円(10,000口当たり11,232円52銭)であり、分配金は0円としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th>金額または口数</th></tr> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後） A</td><td>-円</td></tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B</td><td>-円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td><td>3,447,793,954円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td><td>609,396,233円</td></tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D） E</td><td>4,057,190,187円</td></tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td><td>3,612,001,848口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G</td><td>11,232円 52銭</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td><td>-円 -銭</td></tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000） I</td><td>-円</td></tr> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後） A	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B	-円	収益調整金額 C	3,447,793,954円	分配準備積立金額 D	609,396,233円	分配対象額（A + B + C + D） E	4,057,190,187円	期末受益権口数 F	3,612,001,848口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	11,232円 52銭	10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭	分配金額（F × H ÷ 10,000） I	-円	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額9,708,458,250円(10,000口当たり11,360円20銭)のうち、85,460,224円(10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th>金額または口数</th></tr> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後） A</td><td>56,580,103円</td></tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B</td><td>-円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額 C</td><td>9,232,231,679円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額 D</td><td>419,646,468円</td></tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D） E</td><td>9,708,458,250円</td></tr> <tr> <td>期末受益権口数 F</td><td>8,546,022,465口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G</td><td>11,360円 20銭</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額 H</td><td>100円 00銭</td></tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000） I</td><td>85,460,224円</td></tr> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後） A	56,580,103円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B	-円	収益調整金額 C	9,232,231,679円	分配準備積立金額 D	419,646,468円	分配対象額（A + B + C + D） E	9,708,458,250円	期末受益権口数 F	8,546,022,465口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	11,360円 20銭	10,000口当たりの分配金額 H	100円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000） I	85,460,224円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後） A	-円																																								
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B	-円																																								
収益調整金額 C	3,447,793,954円																																								
分配準備積立金額 D	609,396,233円																																								
分配対象額（A + B + C + D） E	4,057,190,187円																																								
期末受益権口数 F	3,612,001,848口																																								
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	11,232円 52銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	-円 -銭																																								
分配金額（F × H ÷ 10,000） I	-円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後） A	56,580,103円																																								
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） B	-円																																								
収益調整金額 C	9,232,231,679円																																								
分配準備積立金額 D	419,646,468円																																								
分配対象額（A + B + C + D） E	9,708,458,250円																																								
期末受益権口数 F	8,546,022,465口																																								
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） G	11,360円 20銭																																								
10,000口当たりの分配金額 H	100円 00銭																																								
分配金額（F × H ÷ 10,000） I	85,460,224円																																								

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「２．有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評議会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

	第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	株式 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)

該当事項はございません。

第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

１．元本の移動

	第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
期首元本額	3,904,257,615円	3,612,001,848円
期中追加設定元本額	1,414,451,731円	6,998,345,357円
期中一部解約元本額	1,706,707,498円	2,064,324,740円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

	第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)	第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,005,766,565	477,663,796
合計	1,005,766,565	477,663,796

３．デリバティブ取引関係

第 8 期 (自 平成21年 8 月13日 至 平成22年 8 月12日)

該当事項はございません。

第 9 期 (自 平成22年 8 月13日 至 平成23年 8 月12日)

該当事項はございません。

(４) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成23年8月12日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ダイセキ環境ソリューション	1,900	191,700	364,230,000	
	東山フィルム	29,300	966	28,303,800	
	トリケミカル研究所	120,500	392	47,236,000	
	ポーラ・オルビスホールディングス	175,000	2,197	384,475,000	
	ダイト	234,100	1,324	309,948,400	
	F C M	31,300	2,179	68,202,700	
	太陽工機	54,500	520	28,340,000	
	野村マイクロ・サイエンス	129,300	578	74,735,400	
	エヌ・ピー・シー	247,000	976	241,072,000	
	ホシザキ電機	95,000	1,680	159,600,000	
	S E M I T E C	45,000	2,101	94,545,000	
	第一精工	121,700	2,930	356,581,000	
	大研医器	176,000	900	158,400,000	
	トランザクション	16,700	1,630	27,221,000	
	S H O - B I	330,000	581	191,730,000	
	フルヤ金属	75,800	4,340	328,972,000	
	内外トランスライン	65,800	1,800	118,440,000	
	夢の街創造委員会	2,000	44,450	88,900,000	
	デジタルハーツ	1,300	122,200	158,860,000	
	プライムワークス	2,550	81,600	208,080,000	
	データホライゾン	33,500	460	15,410,000	
	クロス・マーケティング	44,300	1,320	58,476,000	
	グリー	195,000	2,283	445,185,000	
	ソケット	45,000	1,599	71,955,000	
	ボルテージ	150,000	1,790	268,500,000	
	日本メディカルネットコミュニケーションズ	137,000	625	85,625,000	
	駅探	36,900	3,760	138,744,000	
	デジタルメディアプロフェッショナル	42,300	2,302	97,374,600	
	ヒト・コミュニケーションズ	10,000	3,280	32,800,000	
	プロシップ	55,300	1,445	79,908,500	
	セルシス	950	77,700	73,815,000	
	e B A S E	227	187,800	42,630,600	
	エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	381	182,000	69,342,000	
	ディー・ビー・エックス	24,200	2,125	51,425,000	
	シップヘルスケアホールディングス	226,300	1,666	377,015,800	
	M o n o t a R O	465,000	909	422,685,000	
	スタートトゥデイ	197,000	1,972	388,484,000	
	トレジャー・ファクトリー	52,000	566	29,432,000	
	トータル・メディカルサービス	29,200	1,265	36,938,000	
	アニコム ホールディングス	91,000	2,400	218,400,000	
	イー・ギャランティ	110,000	1,020	112,200,000	
	アサックス	1,933	103,900	200,838,700	
	三栄建築設計	11,400	1,300	14,820,000	
	一建設	70,000	2,138	149,660,000	

	日本M & A センター	937	395,000	370,115,000	
	タケエイ	210,000	1,730	363,300,000	
	カービュー	1,124	119,800	134,655,200	
	G C A サヴィアングループ	3,168	104,000	329,472,000	
	エス・エム・エス	3,000	78,000	234,000,000	
	メディサイエンスプランニング	10,400	836	8,694,400	
	リニカル	166,400	278	46,259,200	
	クックパッド	222,000	1,649	366,078,000	
	エスアールジータカミヤ	303,400	403	122,270,200	
小計		4,904,070		8,894,380,500	
合計				8,894,380,500	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式53銘柄	94.1%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券（平成23年8月12日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年9月30日現在）

資産総額	9,099,317,657円
負債総額	396,567,231円
純資産総額（ - ）	8,702,750,426円
発行済数量	8,357,322,756口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0413円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

（5）振替受益権

○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間ににおける資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	127 本	430,372,926,100 円
単位型株式投資信託	3 本	3,328,791,447 円
合 計	130 本	433,701,717,547 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 M D A Mアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	¹ 550,685	¹ 544,381
未収投資助言報酬	¹ 126,638	¹ 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 69,910	² 135,328
器具備品	² 136,629	² 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 204,426	¹ 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
固定負債		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	¹ 1,738	¹ 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 212	² 13,467
合併関連費用	-	³ 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
株主資本合計		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	1. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	2. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。 2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 35,828千円 未収投資助言報酬 126,638千円 長期差入保証金 204,060千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 76,292千円 器具備品 244,766千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 9,887千円 未収投資助言報酬 181,486千円 長期差入保証金 190,313千円 2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 118,809千円 器具備品 324,154千円

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。	1 全て関係会社に対する金額であります。 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 器具備品 1,075千円 ソフトウェア 12,392千円 計 13,467千円 3 主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左

(金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

（有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2．退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

3．退職給付費用の内訳

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。

第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成22年3月31日現在）		第25期 （平成23年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払費用否認	4,207	税務上の繰越欠損金	468,586
賞与引当金繰入限度超過額	31,985	税務上の繰延資産償却超過額	69,633
ゴルフ会員権評価損否認	2,441	退職給付引当金繰入限度超過額	48,580
貸倒引当金繰入限度超過額	19,531	賞与引当金繰入限度超過額	42,292
未払事業税	2,984	その他	106,485
未払福利厚生費否認	11,011	繰延税金資産小計	735,577
退職給付引当金繰入限度超過額	6,558	評価性引当額	586,024
税務上の繰越欠損金	13,086	繰延税金資産合計	149,552
その他	4,303	繰延税金負債	
繰延税金資産小計	96,109	資産除去費用	6,928
評価性引当額	21,972	繰延税金負債合計	6,928
繰延税金資産合計	74,136	繰延税金資産の純額	142,624
繰延税金負債	-		
繰延税金資産の純額	74,136		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.85%		
住民税均等割	5.82%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.36%		

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式 6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１６年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額	462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失	25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第24期 （平成22年3月31日現在）	第25期 （平成23年3月31日現在）
貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額（千円）	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	18,887

1株当たり当期純利益

	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）(千円)	20,323	405,904
期中平均株式数(株)	12,601	15,735

（重要な後発事象）

第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第25期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）												
・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。 1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。 2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。 4. 合併比率等 (1)合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2)合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3)資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円 5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1)事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2)営業成績及び財産の状況 <table border="1" data-bbox="193 1798 759 1993"> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </table> 6. 合併効力発生日 平成22年10月1日	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円	
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称	資本金の額（百万円） （平成23年3月31日現在）	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成23年3月31日現在）	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社SBI証券	47,937	

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額（万円） （平成23年3月31日現在）	事業の内容
エンジェルジャパン・アセット マネジメント株式会社	1,000	委託会社に対し、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき再信託受託会社に委託することがあります。

(2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社

投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1．名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額：平成23年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2．関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託さ

れ、その事務を行うことがあります。

3．資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成22年 9月15日	有価証券届出書
平成22年11月12日	有価証券報告書
平成22年11月12日	有価証券届出書
平成23年2月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年3月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年5月12日	半期報告書
平成23年5月12日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年10月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

英 公一 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている小型株ファンドの平成22年8月13日から平成23年8月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小型株ファンドの平成23年8月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 27 日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 10 月 8 日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	英 公一 印
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている小型株ファンドの平成 21 年 8 月 13 日から平成 22 年 8 月 12 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小型株ファンドの平成 22 年 8 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。